

令和2年度「学校いじめ防止基本方針」

飯塚市立小中一貫校 穎田校

1 「学校いじめ防止基本方針」の目的

「学校いじめ防止基本方針」は、学校におけるいじめ防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようすること、及びすべての生徒が安心して本校の教育活動に参加し生徒一人ひとりの能力を伸ばす土台を確立することを目的とする。

2 「学校いじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校いじめの問題に対する考え方

- いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」（「いじめ対策推進法」第2条）。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
また、いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。その際、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、インターネット上での書き込み等についても当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合についても適切な対応が必要である。
- いじめは、“人間として絶対に許されない行為”であり、“人間として卑怯な行為”である。さらに、“いじめはどの子供にも、どの学校でもおこりうる”ものである。
- いじめについては、未然防止・早期発見・早期対応が大事である。また、いじめの風土をつくらせない、いじめが構造化しないようにすることも重要である。さらに、家庭・地域との連携を大切にしながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために教職員が組織的に対応できるようにする。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安とする）
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- 毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認する。

- ・「いじめ防止対策推進法」第3条
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定 P1～2、P21～22。
平成29年3月14日 改訂）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）（平成25年国立教育政策研究所）

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会等）の設置

ア 構成員

組織の名称		生徒指導・いじめ対策委員会		
組織の 構	教職員	職名等	分掌等	校内での役職名
		校長	—	—
		副校長	—	—
		教頭	—	—

成 員		主幹教諭	学力向上部	教務担当の主幹教諭
		生徒指導主事	豊かな心育成部	生徒指導主事
		教諭	豊かな心育成部	各学年生徒指導・教育相談
		補導	豊かな心育成部	補導、生徒指導・教育相談
		人権・同和教育担当	豊かな心育成部	人権・同和教育
		養護教諭	豊かな心育成部	生徒指導・教育相談
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—
		スクールサポーター	—	—

イ 役割

○（役割）

- ・ 生徒指導・いじめ対策委員会で、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための年間計画を作成し、全職員に周知する。
- ・ いじめの相談・通報の窓口及び情報の収集・記録は、特定の分掌に限定せず、全職員がその門戸を開放し、常に意識をもって当たる。
- ・ いじめの判断や対応については、学級担任などの個人の教員だけにまかせるのではなく、生徒指導・いじめ対策委員会を中心に、学年組織や生徒指導・教育相談担当教員及び各委員会（人権・同和教育推進委員会や特別支援教育委員会など）と連携し、組織的に行う。
- ・ CAP-DO サイクルをもとに、年間計画に基づく各活動を学期ごと及び年間を通して反省・総括し、次の学期及び来年度に生かしていく。

○（開催）年間を通して、定期的の中核となる委員会を開催する。

- ・ 豊かな心育成部会を毎週、時間割の中に位置づけて開催する。
- ・ 生徒指導・いじめ対策委員会を月1回開催する。
- ・ 必要があれば、臨時又は緊急に上記の各委員会を開催する。

- ・ 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定 P22～32）
- ・ いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part5）（平成25年国立教育政策研究所）

（3）関係機関との連携

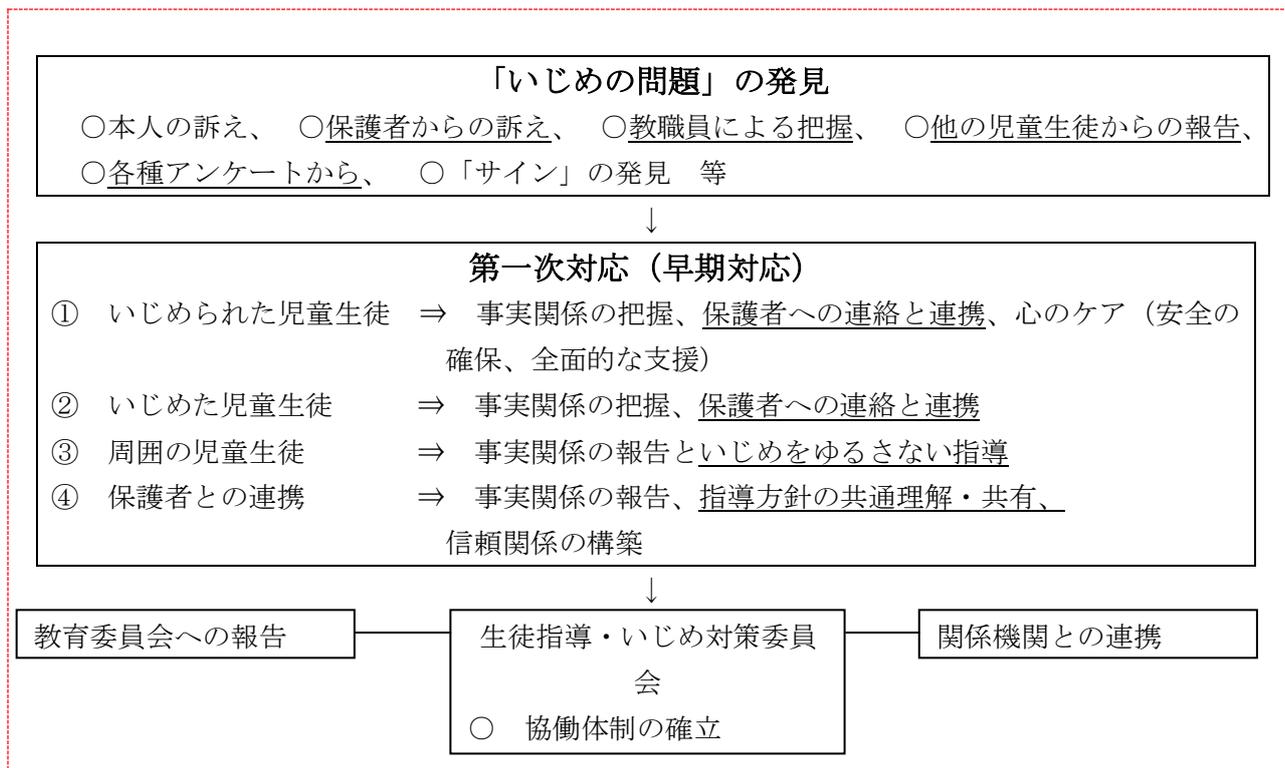
- 必要に応じて、飯塚市教育委員会学校教育会に連絡し、連携していじめ問題の解決に当たる。
- 必要に応じて、警察へ相談・通報し、連携していじめ問題に当たる。
- 必要に応じて、以下の関係機関に相談し、連携していじめ問題に当たる。
 - ・ 田川児童相談所
 - ・ 飯塚市生活支援課
 - ・ 飯塚市子育て支援課
 - ・ 飯塚保護司会
 - ・ 飯塚人権擁護協議会
 - ・ 学校警察連絡協議会 など

（4）報告体制

- いじめ発見にかかわる各種アンケートについては、まず学級担任が内容を把握・整理し、学年組織の中で問題状況及びそれへの対応を整理する。
- 各種アンケート以外の生徒の状況については、各教職員間で日常的に情報交流を密にとる。いじめもしくはいじめにかかわる状況が感じられる場合には、学級担任、生徒指導・教育相談担当教員、学

年主任等が問題状況を整理し、問題点や対応を検討する。

同時に、管理職及び生徒指導・いじめ対策委員会にもその内容を報告し、事実関係を把握し、必要な対応を検討する。



福岡県いじめ問題総合対策（平成19年2月福岡県教育委員会 P11）

（5）教員研修

- 学校のいじめ防止基本方針の共通理解を図る研修会を行う（1学期）。
- 「いじめ早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会を行う（1学期）。
- 専門家（スクールカウンセラーも含む）を招聘した研修会を実施する（夏期休業中）。

（6）いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組

ア いじめ防止の取組

- 生徒指導の視点に立った授業づくりを推進する。
- 社会性の育成に向けた取組を系統的に行う。特に学活や道徳の中で、SEL-8S やソーシャルスキルトレーニング、構成的エンカウンターなどの学習を積極的に取り入れていく。また、9年間プランでの異学年交流・ピアサポートを有効に働かせていく。
- 児童会・生徒会活動、体験的活動、学級活動、校長による講話
- 7月と12月を、人権を特に大切にしている強調期間として、人権学習や人間関係づくりの取組を行う。

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定 P24）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part2）（平成25年国立教育施策研究所）
- ・「生徒指導リーフ4.8.9」（平成24年6月、9月 文部科学省・国立教育施策研究所）

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめに特化した無記名アンケート」、「学校生活アンケート」、「教育相談アンケート」などを、

年間を通して定期的に実施する。

- 相談ポストを設置する。
- 教育相談期間（教育相談アンケートに基づく個人・二者・三者面談）を設定する（学期に1回）。
- 「いじめのサイン・チェックリスト（家庭向け）」や「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」等を活用した家庭と連携した早期発見・早期対応の取組を実施する。
- いじめ防止のための年間計画を作成する。

・いじめ問題に係る取組の実施状況調査について（文書番号25教義1105号平成25年5月30日付）

いじめ問題に係る取組の実施状況調査（学校配付用）項目

- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引」（平成19年3月 福岡県教育委員会）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定 P7、P25）
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part3）（平成25年 国立教育施策研究所）
- ・「生徒指導リーフ4」（平成24年6月 文部科学省、国立教育施策研究所）

ウ いじめの対処への取組

- いじめに対する基本姿勢

いじめはいじめる側が悪いという姿勢でいじめの解決に当たる。いじめられる側にも原因があるという考え方には立たない。人間関係がうまくいかないレベルといじめというレベルとを峻別し、いじめ解決に当たっては、いじめはいじめる側が悪いという姿勢を貫き、いじめられた生徒が安心して学校生活を送れるように人間関係の再構築を図ることを基本姿勢とする。

なお、いじめを行った生徒がきちんと反省し、いじめをしないで（しなくても）生活できるような指導及び支援も併せて行っていく必要がある。

また、いじめの構造を認識し、いじめを助長している側、見て見ぬふりをしている側への指導も入れていく必要がある。その際、いじめをなくしていこうとする側への支援・援助も行い、いじめの解消について追求する必要がある。

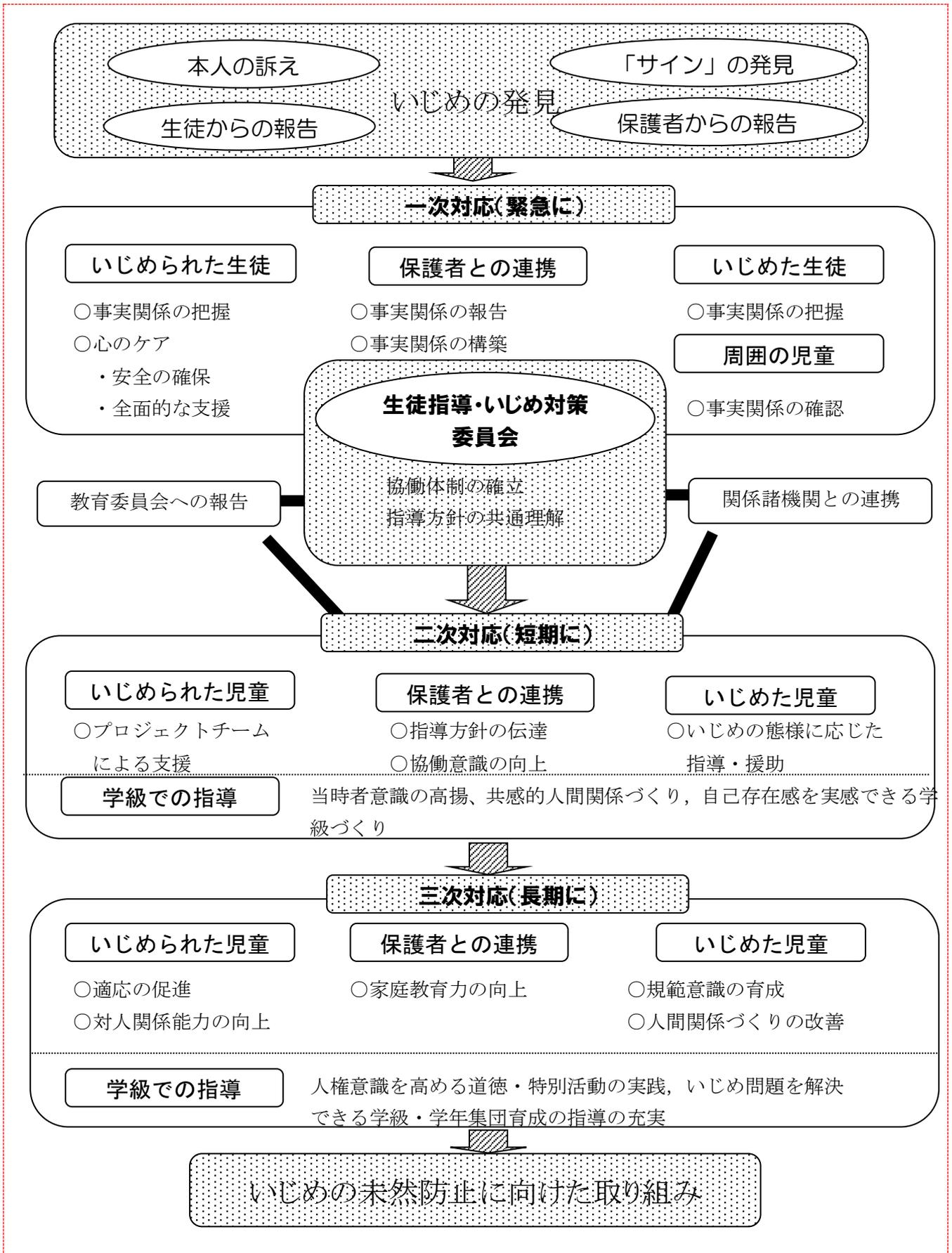
《いじめについての7つの立場》

- ◇ いじめる側（直接的に）・・・すすんで、いやいやながら
（間接的に）・・・はやす、無関心、否定的にながめる
- ◇ いじめられる側
- ◇ いじめをなくす側

- 第一次・二次・三次対応による支援と指導（別図参照）
（いじめを受けた側への支援、いじめを行った側への指導・支援、保護者への助言）
- 必要に応じて、市町村の支援チーム・県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用を図る。
- 必要に応じて、警察との連携を図る。

エ 重大事態への対処

- 以下の重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、生徒指導・いじめ対策委員会を開き、公平性・中立性の観点から事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより生徒が相当期間（年間30日間を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは迅速に対応する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」—小中学校編— (平成19年3月福岡県教育委員会 p4)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定 P7、P25)
- ・いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A (Part4) (平成25年国立教育政策研究所)

(7) ネット上のいじめの対応

- 情報モラル教育を実施する。
- 保護者と学ぶ規範意識育成事業を実施する。

(8) 教育相談体制

- 日常的な教育相談の充実
 - ◇ 生徒との日常の交流を大切にしていく。
 - ◇ 生活ノートによる交流・相談
- 教育相談ポストの設置と周知
- スクールカウンセラー等の配置
- 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- PTA行事（成人講座や学年懇談会等）におけるいじめ問題に関する研修会の実施。
- いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用
- 学校いじめ防止基本方針の周知（ホームページ）

(10) 取組状況の評価

- 各学期の取組を評価・分析し、次の学期及び来年度に生かしていく。

(11) 学校評価・教員評価

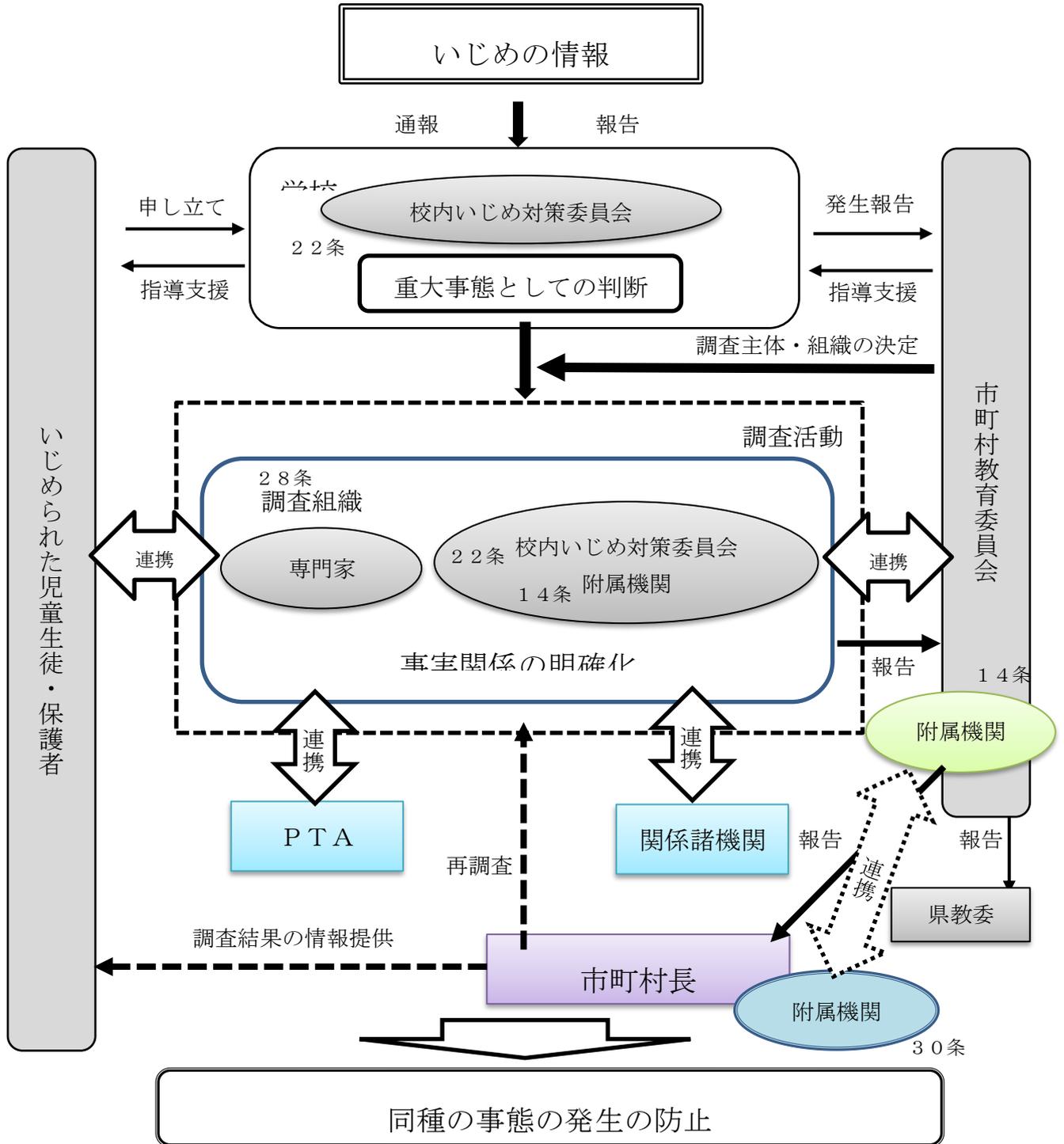
- アンケート等による学校評価を行い、その評価を今後の実践に役立てる。

・年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (*月1回以上)	いじめに対応する教育活動の推進 (●年間)	評価・分析の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の生徒・保護者への周知 ◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ●相談ポスト ▲	*生徒指導・いじめ対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	●いじめを生まない教育活動の推進 ○「学校いじめ防止基本方針」の周知(PTA総会) ○「いじめ早期発見・早期対応リーフレット」(学級懇談会)	
5月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ対策委員会 ・児童生徒理解のための職員会議		
6月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談期間(月間)」	*生徒指導・いじめ対策委員会	・家庭・学校において、いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
7月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ・アンケートを基にした個人面談	*生徒指導・いじめ対策委員会		
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童生徒理解の研修会		・1学期の取組を評価・分析
9月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査 ・アンケートを基にした個人面談	*生徒指導・いじめ対策委員会		
10月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ対策委員会	・いじめ撲滅への啓発・早期発見のため「保護者用いじめチェックリスト」の配付	
11月	◇いじめに特化した無記名アンケート調査(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談期間(月間)」	*生徒指導・いじめ対策委員会		
12月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ対策委員会	「いじめ早期発見・早期対応リーフレット(家庭向け)」の配付	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等児童生徒理解のための調査	*生徒指導・いじめ対策委員会	・いじめ問題への保護者等向け研修会等の開催	
2月	◇いじめに特化した無記名アンケート(※学期に1回) ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談期間(月間)」	*生徒指導・いじめ対策委員会		・年間の取組を評価・分析
3月	◇「いじめに特化した無記名アンケート簡易版」、「学校生活アンケート」等 ▼	*生徒指導・いじめ対策委員会		

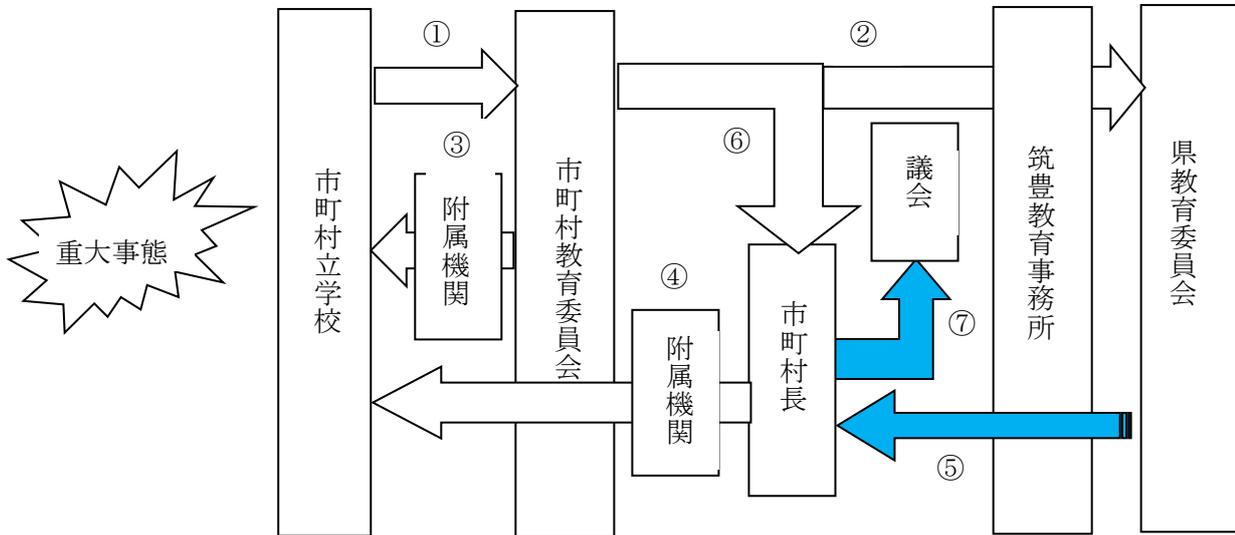
児童生徒理解のための調査			
--------------	--	--	--

・ 重大事態の際の危機管理マニュアル



重大事態が発生した場合、市町村立学校は、直ちに当該市町村教育委員会に報告し、報告を受けた市町村教育委員会は市町村長及び県教育委員会へ事態発生について報告しなければならない。

・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 附属機関による調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）